

従来型多床室料金表【短期入所生活介護 空床利用】

◆基本料

※介護保険報酬改正による令和3年8月1日以降の基本料です。

(単位:円)

要介護区分	負担段階	施設介護サービス費(1割負担分)	居住費	食費	1日の負担額
		(1日)	(1日)	(1日)	
要介護1	第1段階	616	0	300	916
	第2段階		370	600	1,586
	第3段階①		370	1,000	1,986
	第3段階②		370	1,300	2,286
	第4段階		890	1,445	2,335
要介護2	第1段階	687	0	300	987
	第2段階		370	600	1,657
	第3段階①		370	1,000	2,057
	第3段階②		370	1,300	2,357
	第4段階		890	1,445	3,022
要介護3	第1段階	761	0	300	1,061
	第2段階		370	600	1,731
	第3段階①		370	1,000	2,131
	第3段階②		370	1,300	2,431
	第4段階		890	1,445	3,096
要介護4	第1段階	833	0	300	1,133
	第2段階		370	600	1,803
	第3段階①		370	1,000	2,203
	第3段階②		370	1,300	2,503
	第4段階		890	1,445	3,168
要介護5	第1段階	903	0	300	1,203
	第2段階		370	600	1,873
	第3段階①		370	1,000	2,273
	第3段階②		370	1,300	2,573
	第4段階		890	1,445	3,238

※第4段階の方の食費は 朝食 480円 昼食 480円 夕食 485円 となります。

◆加算

※加算は条件が整った場合に算定します。職員の配置状況により変更される場合があります。

加算名	内容(概要)	単位数	
介護職員処遇改善加算	基準に適合している施設が入居者に対し指定介護老人福祉サービスを行った場合、所定単位数に応じて算定する。	1ヶ月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	主に介護職員の給与のベースアップに係る加算。 3分の2をベースアップに用いる様定められている。	1ヶ月	
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置し、定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	4	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。	18	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	6	1日
緊急短期入所受入加算	計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合、受入日から起算して7日を限度として算定。	90	1日
送迎加算	送迎が必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合算定。	184	片道

在宅中重度者受入加算	当該利用者が、在宅時に利用していた訪問介護事業所に健康上の管理を行わせた場合に算定する。	421～425	1日
個別機能訓練加算	利用者に対して、機能訓練を行っている場合に算定する。	56	1日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	専門的な認知症ケアを行った場合算定する。	(Ⅰ)3 (Ⅱ)4	1日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する場合に算定する。	13	1日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供し、管理栄養士又は栄養士により管理され、適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に算定する。	8	1回 (1日3回まで)

※1単位は10.33円

◆その他のサービスにかかる費用

サービス名	内容	料金
理美容サービス	美容師が出張し、理美容サービスを行います。	実費
複写物の作成	施設サービスの記録等ご希望がある場合に複写物を作成し交付します。	(1枚につき) 10円/A4白黒 80円/A3白黒 50円/A4カラー
特別食の提供	外食、注文食等ご希望がある場合対応します。(食事内容の制限がある場合等は要相談。)	実費

◆その他の費用

サービス名	内容	料金
レクリエーション・行事等に係る費用	レクリエーション、各種趣味の教室、行事等に係る材料費など	実費
日常生活用品費	・施設指定以外の物品や食品を必要とする場合 ・ご入居者本人の希望により物品や食品を購入する場合	実費